

長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業
要求水準書

令和7年7月17日

長崎県

目次

第1. 総則	1
1. 本書の位置づけ	1
2. 事業の基本事項	1
3. 性能規定	3
4. 本事業のスケジュール	3
5. 遵守すべき法制度等	3
6. 要求水準書の変更	7
7. 事業期間終了時の要求水準	7
8. 著作権・特許権等	7
9. 文書の管理・保存、情報公開	8
10. 個人情報の保護及び秘密の保持	8
第2. 施設整備に関する事項	9
1. 基本要件	9
2. 設計に関する業務	11
3. 建設に関する業務	12
4. 施設の所有権移転業務	14
5. 建築計画に係る基本要件	15
6. 諸室・機能に係る要求水準	18
7. 建築設備に係る要求水準	25
第3. 施設の維持管理運営に関する事項	27
1. 総則	27
2. 建物・建築設備保守管理業務	31
3. 外構・植栽保守管理業務	32
4. 備品保守管理業務	32
5. 清掃・環境衛生管理業務	33
6. 警備業務	34
7. 修繕業務	34
8. 譲渡対象動物の飼養・展示・譲渡に関する業務	35
9. 付帯業務	38

■資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	測量図
資料 2	地質調査結果
資料 3	インフラ整備状況
資料 4	基本設計図書一覧
資料 5	実施設計図書一覧
資料 6	完成図書一覧
資料 7	諸室の主な設備一覧
資料 8	諸室の電気設備一覧
資料 9	選定事業者が調達する備品一覧

第1. 総則

1. 本書の位置づけ

本書は、長崎県(以下、「県」という。))が、「長崎県動物愛護管理センター(仮称)整備事業」(以下、「本事業」という。))を実施する民間事業者(以下、「選定事業者」という。))の募集・選定にあたり、選定事業者に要求する業務のサービス水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものである。また、別添の要求水準書資料は、要求水準書と一体のものとして位置づけるものとする。

なお、県は要求水準書の内容を、落札者の決定及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとする。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。ただし、選定事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用するものとする。さらに、選定事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。県による事業実施状況のモニタリングにより、選定事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、特定事業契約(以下、「事業契約」という。))に基づき措置するものとする。

2. 事業の基本事項

(1) 事業の目的

本県では、「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて動物の愛護及び管理に関する施策を推進している。

国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」も踏まえ策定した「第3次長崎県動物愛護管理推進計画」では、「動物愛護の普及啓発」「動物の適正飼養管理の推進」「県民参加と協働による動物愛護管理推進の体制づくり」を基本方向として、特に犬猫の多頭飼育による不適正飼養の問題や飼い主のいない猫による周辺的生活環境への悪影響の防止、災害対策を大きな課題としてとらえ、具体的な取組を進めることとしている。

また、令和5年1月には『「動物殺処分ゼロ」に向けたロードマップ』を作成し、令和11年度までに殺処分数をゼロとする目標を掲げて取り組みを進めている。

これらの目標の達成のためには収容数の削減や譲渡の推進などの取り組みが必要であるが、昭和51年に建設された現施設では、老朽化や収容能力の不足などにより、啓発活動や譲渡活動を十分に実施することができない状況となっている。

これらの課題を解決し、県民の皆様とともに動物愛護管理を推進するため新たな長崎県動物愛護管理センター(仮称)を整備する。

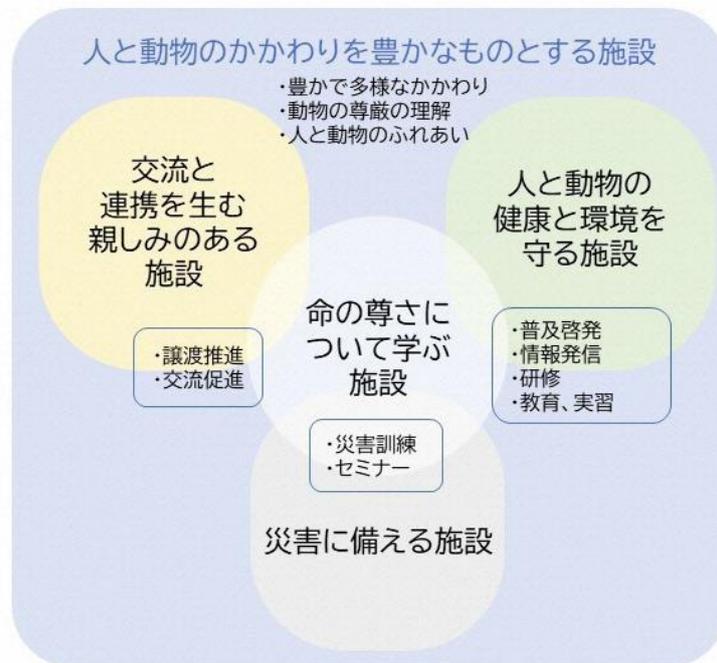
(2) 基本コンセプト

新センターの基本コンセプトを以下に示す。

人と動物のかかわりを豊かなものとする施設

収容動物とのふれあいの場を提供し、譲渡を促進するとともに、動物愛護に関わる正しい知識の普及啓発を実施することで、動物の尊厳への理解の向上につなげます。「飼う」「飼われる」「管理する」「管理される」という関係に留まらず、同じ地域に共に生きるいきものとして、人と動物のかかわりを適正で豊かなものとしします。

施策の実施や動物愛護の普及啓発が進み、収容動物が少なくなると期待されることや、人と動物の多様なかかわりを見据え、新センターが持続的・効果的に運営されるよう、課題やニーズの変化に柔軟に対応できる施設を目指していきます。



命の尊さについて学ぶ施設	動物の命について学び、人と動物が共生できる社会づくりに向けた、普及啓発の拠点とする。センター内に留まらず、他施設と連携して普及啓発を進めるための拠点とする。
人と動物の健康と環境を守る施設	適切な知識の普及啓発や必要に応じた収容などに対応することにより、不適切な飼育や所有者のいない動物を減らし、人と動物の健康と生活環境を向上させる。収容動物にとって快適な空間を整備し、健康管理や維持に必要な機能を備え、感染症防止の対策に対応した施設とする。
交流と連携を生む、親しみある施設	様々な立場の人々にとって快適で機能的な空間を備え、関係する様々な方が柔軟に利用できる施設として、関係者間の交流や連携を促す。 屋外空間を活かした快適で立ち寄りやすい施設とし、より多くの人が動物に出会い、動物愛護について知る機会を広げる。
災害に備える施設	災害時の対応や配慮事項についての知識の向上を進め、災害発生時には所有者が被災したペットの緊急避難や一時預かりなどの支援を実施する。

(3) SDGs への対応

長崎県では、SDGs の理念を踏まえた取組を推進し県民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指している。本事業においても、SDGs の目標達成に貢献する施設整備や維持管理、運営を目指すものとする。

(4) 事業の業務範囲

事業の業務範囲は、以下の通りである。

①設計・ 建設段階	(ア)設計に係る業務	・事前調査業務
		・各種申請及び関連業務
		・設計業務
	(イ)建設に係る業務	・建設業務
		・工事監理業務
		・備品設置業務
(ウ)施設所有権移転に係る業務	・施設の所有権移転業務	
②維持管理・ 運営段階	(ア)維持管理に係る業務	・建築物・建築設備保守管理業務
		・外構・植栽保守管理業務
		・備品保守管理業務
		・清掃・環境衛生管理業務
		・警備業務
		・修繕業務
	(イ)運営に係る業務	・譲渡対象動物の飼養・展示・譲渡に関する業務
(ウ)付帯業務	・選定事業者の提案による独立採算で実施する事業	

3. 性能規定

本書は、県が本事業に求める施設内容とサービス水準を規定するものである。

入札参加者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。

4. 本事業のスケジュール

設計・建設期間	契約締結日～令和 10 年 1 月末日(予定)
維持管理期間	令和 10 年 2 月 1 日～令和 25 年 1 月末日(予定)

5. 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は関連する各種法令(施行令及び施行規則等を含む)、条例、規則、要綱等を遵守すること。

本事業に関する主な関係法令等は、次頁のとおりである。付帯業務について別途遵守が必要である各種法令等については選定事業者で確認すること。

(1) 法令

遵守すべき法令は、以下のとおりである。

全般	・地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
	・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
	・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
	・建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)
	・消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
	・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
	・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
	・景観法(平成 16 年法律第 110 号)
	・航空法(昭和 27 年法律第 231 号)
	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)
インフラ	・水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
	・下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
	・電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
	・ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)
	・道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
	・駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
・電波法(昭和 25 年法律第 131 号)	
防止・規制等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
	・水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
	・土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
	・大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
	・騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
・振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)	
エネルギー環境	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
	・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
	・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
	・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)
	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
	・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)	
動物	・動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)
	・狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)

(2) 長崎県及び大村市条例等

遵守すべき長崎県及び大村市の条例は、以下のとおりである。

長崎県	・長崎県建築基準条例(昭和 46 年長崎県条例第 57 号)
	・建築基準法施行細則(昭和 46 年規則第 66 号)
	・長崎県福祉のまちづくり条例(平成 9 年長崎県条例第 9 号)
	・障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例 (平成 25 年長崎県条例第 25 号)
	・長崎県環境基本条例(平成 9 年長崎県条例第 47 号)
	・長崎県美しい景観形成推進条例(平成 23 年長崎県条例第 18 号)
	・長崎県美しい景観形成推進条例施行規則(平成 23 年長崎県規則第 20 号)
	・長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年長崎県条例第 35 号)
	・長崎県動物の愛護及び管理に関する条例(令和 4 年長崎県条例第 39 号)
	・長崎県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (令和 5 年長崎県規則第 1 号)
	・長崎県狂犬病予防法施行細則(平成 12 年長崎県規則第 55 号)
	・狂犬病予防法施行細則取扱規程(平成 12 年長崎県訓令第 5 号)
	・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 (平成 20 年長崎県条例第 15 号)
	・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則 (平成 20 年長崎県規則第 18 号の 6)
大村市	・大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 9 年条例第 2 号)
	・大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (平成 9 年規則第 19 号)
	・大村市水道事業給水条例(昭和 34 年条例第 24 号)
	・大村市下水道条例(昭和 55 年条例第 7 号)
	・大村市建築基準法施行細則(平成 21 年規則第 7 号)
	・大村市景観条例(平成 27 年条例第 10 号)
	・大村市景観条例施行規則(平成 27 年規則第 27 号)
	・大村市環境基本条例(平成 13 年条例第 1 号)
	・大村市環境保全条例(昭和 52 年条例第 15 号)
	・大村市環境保全条例施行規則(昭和 52 年規則第 21 号)
	・大村市犬取締条例(昭和 44 年条例第 21 号)
	・大村市犬取締条例施行規則(昭和 44 年規則第 15 号)
	・大村市狂犬病予防法施行細則(平成 12 年規則第 11 号)

(3) 適用基準

施設の設計及び建設にあたっては、建築基準法の他、以下の諸基準に準拠すること。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	・官庁施設の基本的性能基準
	・官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説
	・官庁施設の環境保全性基準
	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
	・建築工事設計図書作成基準
	・営繕工事写真撮影要領
	・日本建築学会諸基準
	・公共建築工事標準仕様書 建築工事編(最新版)
	・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編(最新版)
	・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編(最新版)
	・建築工事標準詳細図
	・公共建築工事積算基準
	・公共建築数量積算基準
	・公共建築設備数量積算基準
	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
	・官庁施設の防犯に関する基準
・建築保全業務共通仕様書	
・土木工事共通仕様書	
国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修	・建築設計基準及び同解説
	・建築構造設計基準及び参考資料
	・構内舗装・排水設計基準
国土交通省大臣官房技術調査課監修	・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)
	・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)
	・国土交通省土木工事積算基準
	・建築工事監理指針
	・電気設備工事監理指針
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修	・機械設備工事監理指針
	・建築設備設計基準
長崎県土木部都市政策課監修	・建築設備計画基準・同要領
	・都市計画法 開発許可制度の手引き

6. 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

県は、以下の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

(ア)法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき

(イ)災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき

(ウ)県の事由により業務内容の変更が必要なとき

(エ)その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準書の変更手続き

県は、要求水準を変更する場合、事前に選定事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく選定事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

7. 事業期間終了時の要求水準

(1) 要求水準

選定事業者は、事業期間終了時において、施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で県へ引継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

(2) 知的財産等の引継ぎ

事業終了時に、選定事業者(構成員および協力企業を含む。)が有する本事業により発生した知的財産権等の一切を県に引継ぐこと。

(3) 引継ぎ方法

事業期間終了にあたり、選定事業者は県と協議の上、日程を定め県の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

8. 著作権・特許権等

(1) 著作権

事業提案の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、県は本事業の公表時及び県が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、選定事業者が負うこととする。

9. 文書の管理・保存、情報公開

選定事業者は、本事業を行うにあたり作成し、または取得した文書(以下、「対象文書」という。)を適正に管理し、保存すること。または、県から対象文書の提出が求められる場合は、速やかにこれに応じること。

10. 個人情報の保護及び秘密の保持

(1) 個人情報

選定事業者は、本事業を行うにあたって個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失および毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じること。

(2) 秘密の保持

選定事業者は、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業終了時も同様とする。

第2. 施設整備に関する事項

1. 基本要件

(1) 敷地条件

敷地条件は、以下のとおりである。

所在地	大村市原町 84 番 6 及び池田 2 丁目 1303 番 8 の一部
敷地面積	約 5,400 m ² (現在のグラウンド部分)
保有者	大村市
都市計画区域	区域区分非設定都市計画区域(非線引き都市計画区域) ※長崎県開発許可制度に基づく事前協議を実施すること
用途地域	工業地域
許容建蔽率	60%
許容容積率	200%
防火指定	指定なし、22 条指定区域
日影規制	規制なし
宅地造成規制	規制なし
前面道路	市道雄ヶ原池田 2 丁目線 認定幅員 9.7m
その他	航空法第 49 条及び第 56 条の 3 による長崎空港での制限表面上に出る障害物件の設置についての申請(事前検証は完了済)

(2) 敷地の使用に関する事項

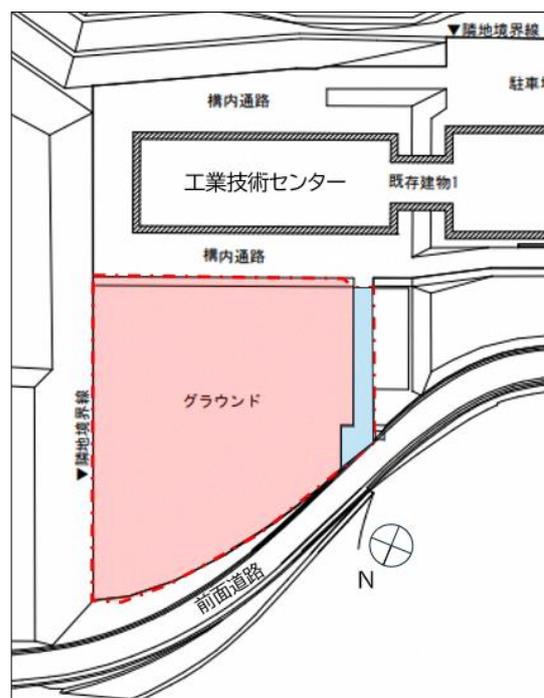
県は、本事業に供する大村市の所有地を大村市から事業期間中無償で貸与を受ける。また、設計・建設期間中、県は選定事業者は無償で貸与する。

建物および外構整備は下図に示す現在のグラウンド部分(赤色の範囲)のみとし、前面道路から建物への進入については、工業技術センターの出入口及び通路(青色の範囲)を共用する予定である。

確認申請においては、工業技術センターの敷地の一部を分割し、赤色と青色を含めた範囲を敷地として申請すること。青色の範囲と前面の市道が接する箇所を接道部分とする。

整備・運用に当たっては以下の事項に関して配慮を行うこと。

- ・出入口からグラウンドまでの通路については通過のみの利用とし、グラウンド範囲内で駐車、転回などができるようにすること。
- ・グラウンド南側にはフェンス等を設置して区分し、施設利用者等が敷地南側の構内通路に進入しない形状とすること。



(3) 敷地及び敷地周辺の現況

敷地及び敷地周辺の現況は、以下のとおりであり、資料 1～3 を参照すること。

敷地の現況	資料 1「測量図」を参照
敷地の地質状況	資料 2「地質調査結果」を参照
敷地のインフラ状況	資料 3「インフラ整備状況」を参照

※なお、設計業務の実施にあたり、選定事業者が必要とする場合に自ら実施する地質調査等を妨げるものではない。

インフラ施設の埋設状況は以下の通りである。規制内容の詳細については、選定事業者の責任において確認すること。

項目		口径等
上水道		100mm
下水道	汚水	400mm
	雨水	敷地内既設側溝への排水を想定する
ガス		-
電気・通信設備		電柱あり

(4) 整備施設の概要

整備施設の概要は、以下のとおりである。

施設		規模	施設構成
屋内施設	収容施設	440 m ² 程度	受入室、検疫室、隔離室、観察室、飼養室、哺育室
	治療・健康管理施設	120 m ² 程度	処置室、トリミング室
	啓発施設	370 m ² 程度	エントランス、研修室、ふれあい室
	管理部門施設	520 m ² 程度	事務室、トイレ、資材室、廊下等
屋外施設	ふれあい広場 (運動場)	適宜	芝生、フェンス等
	駐車場	適宜	来場者用、管理者用

2. 設計に関する業務

(1) 事前調査業務

選定事業者は、本施設を整備するために必要な設計を行う。設計に伴い必要な調査は、選定事業者の判断により、関係法令に基づいて実施すること。なお、県が実施した、資料 1「測量図」及び資料 2「地質調査結果」の内容を確認し必要に応じて利用すること。また、選定事業者が必要とする場合は追加の測量及び地質調査を行うこと。

(2) 各種申請及び関連業務

設計・建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。各種許認可等の写しを県に提出すること。

なお、工業技術センター建設時に敷地全体の開発許可を受けているため(開発許可:平成 2 年 762 号)、長崎県開発許可制度に基づく事前協議を実施すること。都市計画法施行規則第 60 条に基づく「開発行為または建築等に関する証明書」が必要となる可能性があるため、スケジュール調整を含め、適切に対応すること。

(3) 設計業務及び関連業務

1) 設計業務(基本設計、実施設計及び設計に関する関連業務)

①	選定事業者は、事業契約締結後、事業契約書、要求水準書及び選定事業者提案書に基づいて、県の要望や協議を踏まえて本施設の設計業務を実施すること。
②	選定事業者は、設計の着手に際し、入札参加時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「設計業務計画書」を作成し、県の承諾を得ること。
③	設計業務の工程計画の作成にあたっては、選定事業者において行うべき許認可取得のスケジュールを十分に考慮すること。また、県との協議及び県の承諾期間を見込むこと。
④	選定事業者は、「設計業務計画書」に基づき、基本設計及び実施設計を行うこと。
⑤	選定事業者は、設計の進捗に関して、定期的に県と打合せを行うこと。
⑥	打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に模型、パース等を用意すること。
⑦	選定事業者は、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を県に提出し、承諾を受けること。
⑧	選定事業者の提出する「基本設計図書」及び「実施設計図書」の内容については、資料 4「基本設計図書一覧」、資料 5「実施設計図書一覧」のとおりとする。
⑨	選定事業者は、建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、これらの手続きについて、県に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを提出すること。
⑩	県は、実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ選定事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。

3. 建設に関する業務

(1) 建設業務

1) 建設工事

①	業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「施工計画書」を作成し、県の承諾を得ること。選定事業者は、事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設工事を実施すること。
②	選定事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように選定事業者の責任において実施すること。
③	選定事業者は、着工に先立ち、近隣施設に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
④	選定事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分、高所等の仮設足場等が撤去される時期について、事前にその内容及び実施時期を県に通知すること。県は当該検査又は試験に立会うことが出来るものとする。
⑤	選定事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
⑥	選定事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこと。
⑦	県は、選定事業者が行う工程会議に立会うことが出来るとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことが出来るものとする。
⑧	選定事業者は、工事期間中、県と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、県に提出すること。
⑨	選定事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
⑩	選定事業者は、県の監査等に係わる検査等の資料作成等に協力すること。

2) 中間検査業務

①	選定事業者は、自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。
②	基礎、構造躯体、隠蔽される部分等、十分に検査を行うこと。
③	選定事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に県に報告し、調整を経て確認を受けること。
④	選定事業者は、県に対して、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。

(2) 完成検査業務

①	選定事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく本施設の完了検査を行うこと。完了検査の日程は事前に県に通知すること。
②	選定事業者は、県に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
③	県は、選定事業者による完了検査報告を受けた後、県自らによる完成検査を行う。選定事業者は、県による完成検査に立会い、協力をすること。
④	県による完成検査について、選定事業者はその検査項目及び検査内容の提案を行うものとし、県がこれらの内容を決定するものとする。
⑤	選定事業者は、県が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
⑥	選定事業者は、県による完成検査後、県から完成確認通知を受けるものとする。

3) 完成図書作成業務

①	選定事業者の提出する「完成図書」の内容については、資料 6「完成図書一覧」のとおりとする。
---	---

(3) 工事監理業務

①	選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、本施設の工事に関して要求水準書及び実施設計図書に示された性能を実現するための工事監理を行うこと。
②	工事監理業務内容は、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款」に示されている業務とする。
③	選定事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について定期的（毎月 1 回以上）に県に報告すること。また、県が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。

(4) 備品設置業務

	選定事業者は、本施設の引渡しの日までに、本施設の県の運營業務に係る備品の調達及び設置を行うこと。なお、県が使用する備品の管理(保守、修繕、更新)は県が行い、本業務には含まない。また、選定事業者が実施する維持管理・運營業務に係る備品については、選定事業者が自ら調達すること。
--	--

(5) 保険

選定事業者は、建設工事期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。

建設工事保険	工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。
	対 象:本事業の工事に関するすべての建設資産 補償額:本施設等の再調達金額 その他:被保険者を選定事業者、建設企業(下請業者を含む。)及び県とする。
履行保証保険	工事が完成しなかった場合の損害を補償する。
	対 象:本事業の建設工事の履行 補償額:設計・建設に係るサービス対価の10分の1以上とする。 その他:被保険者を県とする。
第三者賠償責任保険	工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償を行う。
	対 象:本施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任 補償額:対人1億円/1名、10億円/1事故、対物1億円/1事故 その他:被保険者を選定事業者、建設企業(下請業者を含む。)及び県とし、交差責任担保特約を付けること。
その他保険	選定事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

4. 施設の所有権移転業務

選定事業者は、県から本施設の工事の完成確認通知を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を県に移転する手続きを行い、本施設を県に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に県に対して設備等の操作説明等を行うこと。

5. 建築計画に係る基本要件

(1) 基本的な考え方

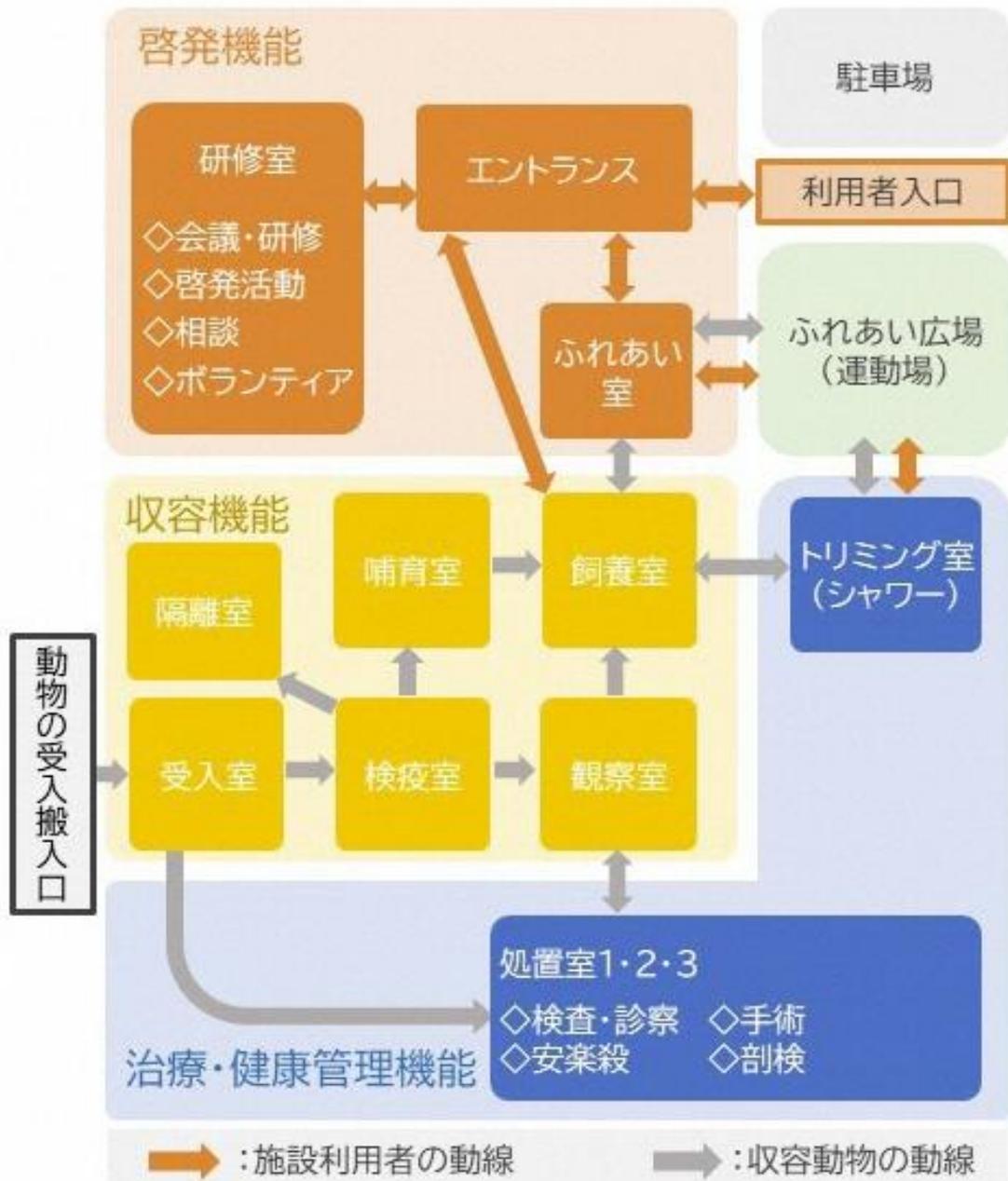
建物の必要諸室及び面積を示す。ただし、以下に記載する施設・諸室の面積については参考値であり、提案の自由度を確保するために、諸室・機能に関する要求水準を満たす限りにおいて制限しないものとする。

また、将来的に収容頭数が減少していくことなどを見据え、持続的、効果的に運営していくため、本項で示した各室の用途に加えて様々なニーズに対応できるよう、フレキシブルな設計を行うこと。

例) 可変的な間仕切りによる収容施設の区画、空いた飼養室での一時預かりの実施、
広域災害時・多頭飼育崩壊事例対応等、緊急保護が必要な際の対応

区分・室名	使用目的	面積
【収容施設】 保護する動物の受け入れから健康確認、隔離、飼養を行う。 収容頭数は犬 60 頭、猫 25 頭程度を想定する。		440 m ² 程度
受入室	保護した動物の健康状態を確認する。	
検疫室	感染症の有無を確認する。(検疫のため一定期間収容)	
隔離室	感染症等にかかっている動物を隔離する。	
観察室	人への馴化を観察する。	
飼養室	譲渡候補の動物を飼養する。(展示室・飼育モデル室を含む)	
哺育室	哺乳が必要な子犬、子猫の世話を行う。	
【治療・健康管理施設】 保護・収容動物の診察や治療、安楽殺等を行う。		120 m ² 程度
処置室	以下の機能を満たす 3 室程度を整備する。 ◇検査・診察: 収容動物の診察 検査機器等を設置 ◇手術: 収容動物の不妊去勢手術等 ◇安楽殺: 治癒の見込みがない重篤な状態、交通事故等により瀕死の状態、人への馴化が難しい動物の安楽殺 ◇剖検: 感染症の疑いで死亡した動物の検体採取等に対応	
	トリミング室	犬等のシャンプーやカットによる、魅力度の向上と健康管理を行う
【啓発施設】 適正飼養や動物愛護に関する啓発を行う。 様々な取り組みが可能となるよう、可能な限りの面積の確保が望ましい。		370 m ² 程度
エントランス	明るい玄関口・ホールを備え、フレキシブルに以下の機能を満たすことのできる広いエントランスホール(ホワイエ)とする。 ◇啓発展示イベント・講習会の開催スペース ◇情報発信コーナー ◇図書資料スペース	
研修室	以下の機能を満たす部屋を整備する。備品を収納できる倉庫を設ける。 3~4 室に区切って柔軟に利用できる室とする。(収容数: 100 人程度) ◇会議・研修 ◇啓発活動: 感染症についての啓発 ◇相談: 各種相談、動物取扱業申請、譲渡に関する手続・助言 ◇運営ボランティアの作業スペース	
ふれあい室	譲渡時に屋内で相性確認等を行う。 来場者が動物とふれあう場所 トレーナーによるしつけ方指導の実施	
【管理部門施設】		520 m ² 程度
来場者用	トイレ	
管理機能	事務室、更衣室、シャワー室、トイレ、器具洗淨室、飼料資材室、洗濯乾燥室、廊下、機械室、ごみ置場等	

各機能の関係及び動線のイメージを以下に示す。



(2) 施設全体の整備水準

ア 基本コンセプト

①交流と連携の創出

- ・人と人、人と動物の出会いの場を積極的に創り出す空間構成とすること。
- ・親しみやすい外観、景観とし立ち寄りやすい施設とすること。

②課題やニーズの変化への柔軟な対応

- ・将来的な収容動物の減少など、ニーズの変化に対応可能な柔軟性を持ち、各機能に対応できる空間計画、構造計画、設備計画とすること。

③災害への対応

- ・災害発生時には所有者が被災したペットの緊急避難や一時預かりなどの対応ができること。

イ 機能性

- ・諸室の配置については、維持管理・運営の内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。
- ・犬、猫の収容から検疫、処置、飼養管理、譲渡までの流れを考慮し、適切にゾーニングすること。
- ・施設利用者と施設運営にかかわる事業者のそれぞれの動線に配慮し、管理区域を明確にすること。
- ・動物の感染症対策や業務効率向上を考慮した配置とすること。
- ・施設利用者の安全性と利便性に配慮し、人・動物・自動車等の動線を適切に設定すること。
- ・犬猫等の動物を取扱う施設であることから、騒音や臭気を抑制し、遮音や防振、気温、換気等の室内環境に配慮すること。
- ・衛生的な環境を確保するため、効率的な清掃や維持管理に配慮した仕上げ材を選定すること。
- ・シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材とすること。
- ・結露防止や防カビの対策を行うこと。
- ・清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること。

ウ 安全性

- ・県民が誰でも利用できるような施設利用者の安全に配慮すること。
- ・「官庁施設の基本的性能基準」「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、以下の耐震性能を確保すること。

構造体安全性：Ⅱ類 / 建築非構造部材耐震安全性能：B類 /

建築設備の耐震：乙類

- ・耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、風荷重、その他の荷重に対して構造上十分な安全計画を確保すること。
- ・自然災害や火災発生時において2方向以上に避難できるような経路を確保すること。
- ・その他、風害や雪害(落雪や落氷、積雪、路上凍結)、落雷、浸水・冠水等の災害にも考慮すること。
- ・関係法令を遵守し、子どもや高齢者、障がい者を含むすべての県民が利用しやすいようにバ

リアフリーに配慮すること。

- ・建築物が2階建て以上となる場合は、施設利用者の利便性に配慮し、エレベーターを設置すること。
- ・仕上げ材は各機能の用途及び利用頻度、各部位の特性を把握した上で最適な組み合わせを選ぶこと。
- ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。

工 環境

- ・「官庁施設の環境保全性に関する基準」の水準を確保すること。ただし、一次エネルギー消費性能については、地球温暖化防止の観点から、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、ZEB Readyに適合する建物とすること。
- ・本施設においては、太陽光発電設備の導入を検討していることから、当該設備導入に配慮した建物とすること。
- ・自然豊かな計画地周辺の環境保全・向上に配慮し、生活環境等へ過度な影響を与えないこと。
- ・断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。
- ・合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
- ・「長崎県建築物等木材利用促進方針」に即して、長崎県産木材を積極的に活用すること。

6. 諸室・機能に係る要求水準

(1) 屋内施設

ア 収容施設

各室共通事項

- ・犬と猫は別室とすること。
- ・壁と床の仕上げ材は耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること。
- ・収容施設からの排水経路に関しては、施設内への感染症蔓延防止を考慮した設計とすること。
- ・ケージは耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、動物が衝突しても損傷しないものとする。
- ・犬について、哺育室以外で飼養するものは、以下の基準を満たすこと。
 - i) 個体管理を想定した固定式の設備とすること。
 - ii) 全体の45%(27頭)程度については、犬1頭あたり3.65㎡の床面積を確保すること。
(環境省「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」内に規定された体長45cmの犬における運動スペース一体型設備を想定)
なお、譲渡対象犬等、PFI事業者による運營業務実施時に、法で求められる「運動スペースでの1日3時間以上の運動」を実施する犬の収容に関しては、「運動スペース分離型」※の基準による収容設備でよいこととする。
※ タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
 - iii) より大型の犬の収容を想定して、上記ii)の一部については、2犬舎を1犬舎として運用できるフレキシブルさを有すること。

iv) 行政による犬の収容が減る将来を想定して、動線が確保できる一部の収容施設については、以下のような他機能へ変更できる機能を有することが望ましい。

- 設備への柵の追加設置、及び部屋の区画による猫の飼養
- 災害時における一時飼養のためのスペース

v) 設備上部の開放部等から逸走しないよう、檻の形状等について配慮すること。

vi) 犬舎が向き合わないように配置する等、収容動物のストレスを配慮し、また建物外部に騒音が漏れないような収容設備・構造とすること。

vii) 各機能における収容頭数は、現在、以下を想定しているが、将来的な状況の変化を考慮して、同じ衛生レベル(以下の A もしくは B の区域)内において他機能へ変更できる機能を有することが望ましい。

A: 感染症の有無を確認する汚染区域: 12 頭程度

※ 野犬等、ハンドリングの難しい犬の収容が想定されることから、運動スペース一体型設備(3.65 m²/頭)とすること。

① 受入室 ② 検疫室 ③ 隔離室

B: 感染症がないことを確認した後に飼養する非汚染区域: 48 頭程度

④ 観察室 ⑤ 飼養室(一部を展示室とする)

・猫について、哺育室以外で飼養するものは、以下の基準を満たすこと。

i) 個体管理を想定し、移動式の運動スペース一体型設備(2つ以上の柵を有する)に収容すること。ただし、譲渡後の生活方法を啓発する「飼育モデル室」については、移動式設備を使用せず、以下を備えた部屋とすること。

・家庭のリビングルーム等を想定したスペースを設け、ソファ等必要な物品を備えること。

・猫が運動及び休息するための柵やキャットタワー等を適切に設定すること。

ii) 移動式設備に関しては、猫1頭あたり 0.54 m²の床面積を確保し、高さは 120cm を確保すること。

(環境省「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」内に

記載された体長・体高 30cm の猫における運動スペース一体型設備を想定)

iii) 収容動物のストレスを配慮し、また外部に騒音が漏れないような収容設備・構造とすること。

iv) 各機能における収容頭数は、現在、以下を想定しているが、将来的な状況の変化を考慮して、同じ衛生レベル(以下の A もしくは B の区域)内において他機能へ変更できる機能を有することが望ましい。

A: 感染症の有無を確認する汚染区域: 7 頭程度

① 受入室 ② 検疫室 ③ 隔離室

B: 感染症がないことを確認した後に飼養する非汚染区域: 18 頭程度

④ 観察室 ⑤ 飼養室(一部を展示室・飼育モデル室とする)

・脱臭設備を備えること。

・部屋ごとに空調管理できる構造とすること。

・給湯可能な洗浄用シンクを設置すること。

①受入室:保護した動物の健康状態を確認

- ・外部とシャッターで区画された搬入口から動物の搬送がスムーズに行えること。
- ・汚染区域とし、履物を他室と区別できる構造とすること。
- ・動物の洗浄が行える場所及び設備を設けること。
- ・搬入時にマイクロチップの確認が容易な構造とすること。

②検疫室:感染症の有無を確認(検疫のため一定期間収容)

- ・汚染区域とし、履物を他室と区別できる構造とすること。
- ・他室との交差がなく、一方向の作業動線が確保できること。

③隔離室:感染症等にかかっている動物を隔離

- ・汚染区域とし、履物を他室と区別できる構造とすること。
- ・他室との交差がなく、一方向の作業動線が確保できること。

④観察室:人への馴化を観察

- ・検疫室及び飼養室との動線を考慮して配置すること。

⑤飼養室:譲渡対象の動物を飼養(一部を展示室・飼育モデル室(猫のみ)とする)

- ・展示室及び飼育モデル室については、ガラスを使用する等、来場者の視認性を考慮した設備とすること。加えて、動物行動学に配慮した飼育環境とすること。(例:犬が周りの状況を確認して落ち着くことができるよう、来場者の匂いを嗅ぐための穴をガラス壁の下部に開ける等)
- ・犬の展示室については、以下について配慮すること。
 - i)来場者が展示動物と一緒に、ふれあい室(屋内)及びふれあい広場(屋外)を利用できる動線となるよう配慮すること。
 - ii)展示室の一部については、セラピー(候補)犬の飼養を考慮し、事務室からも飼養状況を確認できる等、セラピー(候補)犬と人が常に接することができるような配置とすること。
- ・展示に際しては、環境省「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」内に規定された休息について適切な運用ができるよう、休息場所の設置や休憩時間を確保できる動線について配慮すること。

⑥哺育室:哺乳が必要な子犬、子猫の世話をを行う

- ・子犬、子猫を収容するケージが置ける机を設置すること。(ケージは別途購入とする)
- ・ミルク等の消耗品を保管できる棚を設置すること。

イ 治療・健康管理施設

各室共通事項

- ・壁と床の仕上げ材は耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること。
- ・空調管理できる構造とすること。
- ・脱臭設備を備えること。

①処置室:検査・診察、手術、安楽殺、剖検に使用

- ・以下の機能を満たす3室程度を整備すること。(レントゲンの使用は想定しない)
 - i)収容動物の診療・検査
 - ii)収容動物の不妊去勢等の手術

iii) 治癒の見込みがない動物の安楽殺・死亡動物の剖検(検体採材)

- ・上記 iii)については、汚染区域(受入室・検疫室・隔離室)で飼養管理している動物の処置室として使用できる構造・動線であること。
- ・一時的に動物を係留または保管できる構造とすること。
- ・出入口は施錠できる構造とすること。

②トリミング室:シャンプー・カットによる健康管理、魅力度向上、運動後のシャワー

- ・シャンプー等に必要な設備を備えること。
- ・収容動物だけでなく、ふれあい広場等を利用した一般利用客・ペットの使用も想定した動線・配置とすること。

ウ 啓発施設

各室共通事項

- ・空調管理できる構造とすること。
- ・災害時において、避難者及び同行ペットの収容・宿泊の場所として活用することを想定すること。

①エントランス:受付、啓発活動

- ・明るい玄関口・ホールを備え、フレキシブルに以下の機能を満たすことのできる広いエントランスホールとすること。

啓発展示イベント / 講習会の開催スペース / 情報発信コーナー

②研修室:会議・研修、啓発活動

- ・以下の機能を満たす部屋を整備する。3～4 室に区切って柔軟に利用できる室とすること。(収容数:100 人程度)

会議・研修 / 啓発活動 / 各種相談・申請手続 / ボランティアの作業スペース

- ・犬猫の引き取り・譲渡など、動物を伴う来所者用の受付と区別できる構造であること。
- ・備品を収納できる倉庫を設けること。

③ふれあい室:譲渡時の相性確認、動物とふれあい、しつけ方指導の実施

- ・屋外で相性確認をできるように屋外と一体となった配置とすること。
- ・展示室と隣接すること。
- ・譲渡希望者がリラックスして動物とふれあえる構造とすること。
- ・ふれあいの様子が外から分かるようにすること。
- ・脱臭設備を備えること。

エ 管理機能

各室共通事項

- ・空調管理できる構造とすること(トイレを除く)。

①来場者用トイレ

- ・小便器以外は全て洋式トイレとし、個室にサンタリーボックス、荷物置き棚を設置すること。
- ・バリアフリートイレを各階に1か所以上分かりやすい位置に設けること。暖房・洗浄機能付き便座設置及びオストメイト対応とし、高齢者、障がい者、妊婦及び子ども連れ、異性介助者、性

的少数者等、様々な施設利用者が使いやすい仕様とすること。

- ・小便器には汚垂石又は汚垂タイルを設けること。
- ・衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。
- ・衛生器具類は、障がい者にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。
- ・トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- ・停電時及び災害時においても使用可能なトイレを一部設置すること。
- ・男女の各トイレブース内にベビーチェアを各1か所以上設けること。
- ・おむつ替えスペース及び授乳スペースを適宜設けること。

②事務室：管理者用、運営事業者用

- ・施設利用者に分かりやすく、人の動きが把握できる位置に配置すること。
- ・外部からの各種申請に対応できる受付を設置すること。
- ・15名程度の利用を想定した広さ、配置とすること。
- ・出入口を2か所設置し、間仕切り壁によって2室に分けることができるようにすること。
- ・給湯スペースを設けること。
- ・セラピー（候補）犬の飼養を考慮し、展示室の一部については、事務室からも飼養状況を確認できるよう配慮すること。

③更衣室

- ・外部から見渡せない構造とすること。
- ・床の仕上げはすべりにくいものとし、衛生及び換気に配慮すること。
- ・洗面設備を設けること。

④シャワー室

- ・更衣室に隣接すること。
- ・温水シャワーが使えるようにすること。

⑤管理者用トイレ

- ・外部から見渡せない構造とすること。
- ・床の仕上げはすべりにくいものとし、衛生及び換気に配慮すること。

⑥飼料保管・資材室

- ・清掃が容易な床、壁とすること。

⑦器具洗浄室

- ・壁と床の仕上げ材は耐水性・耐薬品性及び耐腐食性とし、給排水設備を設けること。
- ・温水が供給できる構造とすること。
- ・高圧洗浄機によるケージ等の洗浄を想定した構造とすること。
- ・検疫前の動物と検疫後の動物で使用する設備を区別できる構造とすること。
- ・洗浄を実施する職員が飛沫等を吸引しないよう対策が取られていること。

⑧洗濯乾燥室

- ・洗濯置き場を確保すること。

⑨休憩室：収容施設従事者用

- ・給湯スペースを設けること。

⑩機械室

- ・機械室の配置、広さ、有効高さ、機器の搬入経路、設備スペース及び床荷重の決定にあたっては、全体の建築計画と十分な調整を行うこと。
- ・機器は、その機能が効率的に確保できるように適切に配置すること。必要に応じて独立室とすること。
- ・メンテナンスや設備システムの変更に対するゆとりを確保すること。

⑪廊下・風除室

- ・施設利用者出入口(正面玄関)及び職員用通路口を設けること。
- ・十分な幅員を持たせること。

⑫ごみ置場

- ・清掃が容易な床、壁とすること。

(2) 屋外施設

ア ふれあい広場(運動場):収容動物の健康管理、譲渡時の相性確認、 来場者が動物とふれあう場所(ドッグラン等)を兼ねる

- ・小型犬と大型犬が運動するスペースを分けられる構造にすること。
- ・散水設備(水栓等)及び電気設備(コンセント等)は、管理方法を踏まえて適宜設置すること。
- ・水飲み場を設けること。
- ・広場使用後の動物及び器具等を洗浄できる設備を設けること。洗浄場所については、洗浄後の動物や器具等の再汚染が防げるような舗装について配慮すること。
- ・施設利用者用の手洗い設備を設けること。動物とのふれあいが行われることを考慮して、消毒設備も設けること。
- ・段差やフェンスなどにより動物が逃げ出さないよう配慮すること。
- ・施設利用者や動物が休息可能なよう、木陰となる中高木や東屋等を適宜配置すること。
- ・草刈り機等の清掃道具を保管する倉庫を設けること。
- ・ふれあい室と一体として活用できるよう、人及び動物の出入りについて配慮すること。
- ・譲渡動物の展示室や屋内の啓発機能と一体となったイベントが開催される空間として計画すること。
- ・キッチンカー(フードトラック)によるイベント等、交流の促進につながるイベントが開催される空間としての活用を想定し、計画すること。
- ・様々な立場の人々にとって快適で立ち寄りやすい施設となるよう、休憩用スペース(ベンチ、日除け屋根)、親子向けの設備等の設置を配慮すること。
- ・本施設のコンセプト「命の尊さについて学ぶ施設」のターゲットである子どもたちが、本施設に親しみを持てるような設備の設置について配慮すること。
- ・施設利用者用のトイレを設置すること。

イ 駐車場:施設利用者用、管理従事者用、動物運搬車用

- ・下記の台数を駐車できるスペースを確保すること。
 - 平日 : 施設利用者用 30 台、管理者用 20 台以上
 - 休日 : 施設利用者用 50 台以上

※ 休日における管理者用車両の駐車については、必要に応じて、本施設周辺の
県関係機関等の駐車場を利用することを想定

- ・施設利用者駐車場のうち、2 台以上の区画については、長崎県おもいやり駐車場制度に対応したものとする。当該区画については 1 台あたり 5m×3.5m 以上、屋根付きとし、可能な限り施設の近くに配置することで雨天時の乗降に配慮すること。
- ・バスによる施設見学の受け入れを想定して、施設利用者駐車場の一部を区画することで、バス用の駐車スペースを 1 台分以上確保するような運用を想定すること。当該スペースについては、小学生等の施設利用者を想定し、駐車場からの施設へのアクセスについて十分に配慮すること。また、駐車場内の通行、転回が安全に行えるように配慮すること。
- ・施設裏口に車両を洗浄できる設備を設置すること。
- ・動物運搬車を一時的に停めるスペースを適切な場所に配置すること。
- ・出入口に埋没式のチェーンポールを設けること。
- ・駐車区画は白線等で明確に示し、災害時やイベント時に必要な大空間を確保するため、基本的に車輪止めは設置しないこと。
- ・電源設備(コンセント等)や給排水栓を複数設け、テントを設営すれば、簡易の避難所として、利用できる構造とすること。
- ・駐車場の利用が少ない曜日・時間帯における空間の有効活用について、自由な発想による提案を期待する。一例として、広場(芝生)よりも消毒・衛生管理が容易なコンクリート構造による収容動物用の運動場や、地域住民のための交流広場等が想定されるが、これに限定せず、より有効な活用方策を積極的に提案されたい。

(3) その他

ア サイン

- ・建物及び屋外に、以下の目的のサインを適切に計画して設置すること。
屋外誘導サイン / 屋内案内サイン / 記名サイン / 説明サイン
規制サイン / 障がい者用サイン / 非常用サイン
- ・設置位置には、ピクトグラムや矢印、大きな文字により、施設利用者の動線に配慮した場所へ設置するように計画すること。
- ・建物内のサインは絵や色を効果的に使用すること。
- ・室の使用・空きサインを研修室等の必要諸室に設置すること。
- ・施設内の主要機能については、日本語及び英語を表記すること。なお、ISO7001、ISO7010 に対応できるサインについてはこの限りではない。
- ・点字誘導や点字プレート等を用いて、誰にも分かりやすいサイン計画とすること。
- ・将来的なニーズの変化に対応し、各室の用途を変更しフレキシブルに活用する可能性を踏まえ、サインについてもフレキシブルに変更できるよう配慮すること。

イ 外灯

- ・敷地内において、防犯及び安全に配慮して外灯を設置すること。

ウ 外構

- ・防犯カメラを設けること。

- ・段差やフェンスなどにより動物が逃げ出さないよう配慮すること。

7. 建築設備に係る要求水準

(1) 電気設備

ア 基本指針

- ・各設備は、機能の拡張性、柔軟性等を考慮すること。
- ・ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性能を考慮して選定し、敷設すること。
- ・エコ電線、エコケーブル等を使用すること。

イ 外灯

- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・変電設備は屋内閉鎖式(屋内キュービクル)とし、保守、増設スペース等を確保すること。
- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること。

ウ 電灯コンセント設備

- ・(電灯幹線)各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにすること。

エ 照明器具設備

- ・各機能・各室の用途、適性及び意匠を考慮した適切な機器選定を行うこと。
- ・適正照度の確保、グレアの防止に努めること。
- ・照明器具は、省エネルギー・高効率タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
- ・点滅及び制御方式は、エネルギーの節約、経済性、使用勝手等を考慮したものとする。
- ・保守が行いやすい場所に設置することを原則とすること。
- ・人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- ・LED 照明を使用すること。

オ 情報通信設備

- ・本施設全体の運営・管理方法を確認し、運用システム、機能を検討した上で必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。
- ・施設利用者による譲渡対象動物や本施設に係る情報発信を期待することから、本施設内にてフリーWi-Fi が使用できるようにすること。また、ネットワーク技術の革新に対応するため、更新及び管理が容易な設備を設置すること。

カ 電話設備

- ・事務室から外部との通信ができるようにすること。また、本施設内各諸室と事務室との連絡が取れる機能とすること。

キ 防犯管理設備

- ・監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホン等の装置を設置し、施設内のセキュリティ情報を統括するシステムを構築すること。

ク 火災報知設備・防火排煙設備

- ・事務室に主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築すること。

(2) 空調設備

ア 基本指針

- ・地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した熱源システムを選択すること。
- ・熱源設備の集約化や自動制御設備等を導入し、維持管理が容易なシステムとすること。
- ・主要な機器類は室内設置とし、将来の機器更新等に対応可能な余裕のある設備スペースを確保すること。
- ・各機能部分に要求される適切な静寂性と遮音性能を確保すること。

イ 熱源設備

- ・熱源方式はオゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境、利便性、快適性、経済性、保守管理性等に配慮し、使い勝手に適合したシステムとすること。

ウ 空調設備

- ・空調システムは各機能・各室の用途・使用勝手・使用時間帯に配慮したゾーニングによる空調システムを選定し、適切な室内環境を確保すること。
- ・各機能または用途に応じたゾーン・室で温度管理できるシステムとすること。また、事務室において遠方発停制御が可能とすること。

エ 換気設備

- ・諸室の用途、目的に応じた換気システムを採用すること。
- ・建築基準法(シックハウス対応)に十分配慮した換気設備すること。

オ 排煙設備

- ・建築基準法に従って排煙設備を設けること。
- ・機能上支障のない部分は極力自然排煙とすること。

カ 脱臭設備

- ・室内の臭気を十分に脱臭する性能を有する脱臭設備を備えること。

(3) 衛生設備

ア 基本指針

- ・清掃・維持管理に十分配慮した設備とすること。
- ・省エネルギー・省資源に配慮した設備とすること。

イ 給水設備

- ・給水システムは、省エネルギーに有効で、各器具において必要水量、必要水圧が定常的に確保できるシステムとすること。
- ・本施設は災害時におけるペット同行避難所としての使用が想定されることから、災害・断水時に接蛇口等を取り付けて貯留水が活用できる受水槽を地上に設置すること。水質維持、断水時対策、維持管理性能などを考慮しバランスの良いシステムとすること。

ウ 給湯設備

- ・施設内の各機能部分の使用勝手、使用時間帯、使用頻度等を勘案し、効率の良い方式を採用すること。

エ 排水設備

- ・関係法令を遵守し、排水流末は市と協議すること。
- ・適切な阻集器を設置して、毛やフン、汚泥が流入しないようにすること。

オ 衛生器具設備

- ・省資源・省エネルギーに配慮した器具を設置すること。

カ ガス設備

- ・安全性に十分配慮したシステムとすること。

キ 消火設備

- ・関係法令及び所轄消防署の指導等に従い、各種設備を設置すること。

第3. 施設の維持管理運営に関する事項

1. 総則

(1) 業務の目的

維持管理業務及び運営業務は、本施設の引渡しから事業期間終了までの間、要求水準書、事業契約書等に従い、本施設等の機能及び性能等を適正な状態に保ち、施設の施設利用者が安全かつ快適に利用できる品質、水準等を保持することを目的とする。

(2) 業務の期間

業務期間は、本施設の引渡し日から、令和25年1月末までとする。

(3) 施設の開館時間

譲渡推進及びセンターのコンセプト実現の点から、土曜・日曜・祝日において、譲渡推進に係る事業実施を想定している。

行政機関としての開館日(県職員の勤務日)については、以下を想定しているが、センターのコンセプト実現の観点から、日曜・祝日におけるイベント開催等の付帯業務の実施について提案を期待する。

開館日※ 月曜から土曜まで 毎日9時から 17時45分まで

休館日 日曜・祝日・年末年始

※ 月曜:法に基づく収容・取扱業関係業務を実施

火曜～金曜:法に基づく収容・取扱業関係業務、犬猫の譲渡業務を実施

土曜:犬猫の譲渡業務を実施

(4) 業務の区分

業務の区分は、以下のとおりである。

ア 維持管理業務

- ・建築物・建築設備保守管理業務
- ・外構・植栽保守管理業務
- ・備品保守管理業務

- ・清掃・環境衛生管理業務
- ・警備業務
- ・修繕業務

イ 運営業務

- ・譲渡対象動物の飼養・展示・譲渡に関する業務

ウ 付帯業務

- ・選定事業者の提案による独立採算事業

(5) 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、要求水準書に特に記載のない限り、建物及び外構施設を含む本施設全体とする。

(6) 業務の基本方針

選定事業者は、以下の事項を基本方針として維持管理業務及び運営業務を実施すること。

- ・維持管理は、予防保全を基本とすること。
- ・関係法令等を遵守すること。
- ・本施設が有する機能及び性能等を保つこと。
- ・作業環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。
- ・劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
- ・省資源、省エネルギーに努めること。
- ・ライフサイクルコストの低減に努めること。
- ・環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- ・上述の「5.建築計画に係る基本要件」等で求めた以下の内容に関し、年度ごとに事業を取り巻く環境やニーズの変化等について検討を行ったうえで、以下の「(8)の維持管理・運営業務計画書」に反映させること。

将来的に収容頭数が減少していくことなどを見据え、持続的、効果的に運営していくため、本項で示した各室の用途に加えて様々なニーズに対応できるよう、フレキシブルな設計を行うこと。

(7) 業務の体制

業務の体制は、以下の事項を実施すること。

- ・選定事業者は、維持管理業務及び運営業務全般を総合的に把握し、県及び関係機関等との調整を行う「総括責任者」、維持管理及び運営業務の各業務区分の管理等を行う「業務責任者」及び「維持管理業務従事者」「運営業務従事者」の業務実施体制を定め、業務開始の60日前に県に提出し、承認を受けること。「総括責任者」及び「業務責任者」を変更した場合も同様とする。
- ・業務従事者等は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。

- ・各業務責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できるようにしておくこと。
- ・選定事業者は、業務の一部または全部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ県の承諾を受けること。

(8) 維持管理・運営業務計画書の作成・提出

選定事業者は、業務の実施にあたり、事業年度ごとに、実施内容、実施工程等業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「維持管理・運営業務計画書」を作成すること。選定事業者は、維持管理・運営業務開始予定日の90日前までに「維持管理・運営業務計画書(案)」を県に提出して協議を行い、30日前までに「維持管理・運営業務計画書」を県に提出すること。翌年度以降は、次年度の維持管理・運営業務開始日の60日前までに「維持管理・運営業務計画書(案)」を県に提出して協議を行い、30日前までに「維持管理・運営業務計画書」を県に提出すること。

(9) 維持管理・運営報告書の作成・提出

- ・選定事業者は、維持管理及び運営の各業務に関する日報、月報、四半期報告書、法定の各種届出・許認可申請書類及び各種点検・保守等報告書等を業務報告書として整理すること。なお、記載すべき事項は、県と協議の上決定すること。
- ・月報及び四半期報告書は、対象月及び対象四半期終了後10日以内に県に提出すること。
- ・日報、法定の各種届出・許認可申請書類及び各種点検・保守等報告書等は、選定事業者が保管し、県の要請に応じて提示すること。
- ・各種点検・保守等報告書には、施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を含むこと。
- ・修繕等の実施により実施設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映すること。

(10) 非常事態等における対応

事故・火災等による非常時及び事故の発生等の緊急時の対応について、あらかじめ県と協議し、「非常時及び緊急時対応マニュアル」を作成すること。事故・火災等が発生した場合は、「非常時及び緊急時対応マニュアル」に基づき、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、県及び関係機関に報告すること。

(11) 負担区分

維持管理・運営業務の実施に係る必要な資機材及び消耗部品等は、選定事業者の負担とする。

(12) 保険

選定事業者は、自らの負担により、維持管理期間中に第三者の身体、財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償を行う第三者賠償責任保険に加入すること。

ア 第三者賠償責任保険

- ①対象：維持管理業務及び運営業務の実施において選定事業者が負う法律上の賠償責任
- ②補償額：任意

- ③その他:被保険者を選定事業者、維持管理業務及び運營業務を行う企業(下請業者を含む)及び県とし、交差責任担保特約を付けること。

イ 火災保険

- ①対象:選定事業者の業務上の失火による損失
②補償額:任意

ウ 生産物賠償責任保険※

- ①対象:付帯業務等の実施において選定事業者が負う賠償責任
②補償額:任意

※ 選定事業者が、付帯業務を実施する場合に限る。

(13) 個人情報保護・秘密の保持

選定事業者は、業務を実施するにあたって知り得た県民等の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、選定事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(14) ネーミングライツ導入支援

県が本施設にネーミングライツを導入する場合において、選定事業者は以下の協力を行うこと。なお、ネーミングライツパートナーが支払うネーミングライツ料は県の収入とする。

- ・ネーミングライツパートナーの募集は県が行うが、選定事業者は、ネーミングライツの募集に対して資料提供や募集要項案の策定等の協力を行うこと。
- ・ネーミングライツの募集に際しては、選定事業者の応募は妨げない。
- ・選定事業者は、開業準備期間からネーミングライツの使用期間にわたり、決定された愛称を使用すること。
- ・ネーミングライツ導入に伴う導入施設内外の看板の表示変更等に係る費用はネーミングライツパートナーが負担し、県又は選定事業者が発行している印刷物やホームページ等の表示変更に係る費用は県が負担する。なお、原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担する。

(15) 用語の定義

本要求水準において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・運転・監視:設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
- ・点検:建築物等の機能及び劣化等の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じた応急措置を判断することを含む。
- ・保守:建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の周期的・継続的に行う軽微な作業をいう。
- ・修繕:劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状又は実用上支障の無い状態まで回復させること。

- ・更新:劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること。
- ・劣化:物理的、化学的及び生物的要因により物の性能が低下すること。ただし、大規模な地震や火災等の災害によるものを除く。
- ・清掃:汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- ・日常清掃:日又は週を単位として定期的に行う業務をいう。(例:施設内外の床掃除、ちり払い、手すり清掃、ゴミ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所・給湯室等の清掃等)
- ・定期清掃:月を単位として定期的に行う業務をいう。(例:施設内外の床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、マットの清掃、什器備品の清掃、古紙等の搬出等)
- ・特別清掃:6ヶ月又は年を単位として行う定期的な業務と不定期に行う業務をいう。(例:照明器具及び電気時計の清掃、吹出口及び吸込口の洗浄、外壁及び外部建具の清掃、除草排水溝及びマンホール等の清掃等)

2. 建物・建築設備保守管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、本施設における建物及び建築設備の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、本施設の施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、要求水準書、事業契約書等に従い、建物及び建築設備の運転・監視、点検、保守、修繕、更新を実施すること。

(2) 業務の対象範囲

建物・建築設備保守管理業務の対象範囲は、本施設における建物の屋根、外壁、建具(内部・外部)、天井、内壁、床、階段等及び建築設備全般(外部の設備を含む)とする。

(3) 要求水準

ア 建物

- ・部材の劣化、破損、腐食、変形、隙間、不陸、ぐらつき等について調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
- ・建物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要性が生じた場合の被害拡大防止に備えること。
- ・さびが定常的に発生しない状態を保つこと。
- ・仕上材の変褪色により不快感を与えない状態を保つこと。
- ・耐水性、耐薬品性、吸音性、断熱性、防滑性、防塵性等、水密性、機密性を維持すること。

イ 建築設備

- ・各機器、装置の電流、電圧、圧力、温度等は定められた時間に確認し、絶えず電源負荷状態及び機械装置の稼働状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努めること。

- ・関連法令の定めるところにより、点検を実施すること。点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法(保守、修繕、更新等)により対応すること。
- ・法定定期報告を各官公庁に報告すること。報告内容は定期的に県に報告すること。
- ・機器装置の能力を最大に発揮できるよう効率の良い経済的な運転を行うこと。
- ・さびが定常的に発生しない状態を保つこと。
- ・仕上材の変褪色により不快感を与えない状態を保つこと。
- ・正常に排水する状態を維持すること。
- ・耐水性、耐薬品性、吸音性、断熱性、防滑性、防塵性等、水密性、機密性を維持すること。

3. 外構・植栽保守管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、施設の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、敷地内の外構施設(工作物を含む)の各部の点検、保守、修繕、更新を実施する。また、敷地内の植栽を適切に保護、育成、処理すること。

(2) 業務の対象範囲

外構・植栽保守管理業務の対象範囲は、敷地内の外構施設(駐車場、通路、及び外灯等の工作物を含む)及び敷地内の植栽とする。

(3) 要求水準

ア 外構

- ・外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態を保つこと。
- ・部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態を保つこと。
- ・重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。
- ・施設利用者の利便性を考慮し、本施設内の除雪及び除雪後の雪の処理を適切に行うこと。

イ 植栽

- ・植栽の維持管理にあたっては、施設利用者及び通行者の安全に配慮すること。
- ・植物の種類、形状、生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
- ・薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。
- ・必要に応じて施肥、灌水及び病害虫の防除等を行い、植栽を常に良好な状態を保つこと。

4. 備品保守管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、施設運営に支障をきたさないよう対象となる備品について点検、保守、修繕、

更新を行い性能及び機能を維持すること。

(2) 業務の対象範囲

備品保守管理業務の対象となる備品の範囲は、維持管理業務及び運営業務に係る備品とする。

(3) 要求水準

・点検、保守、修繕、更新を行い適切に管理すること。

5. 清掃・環境衛生管理業務

(1) 業務の内容

選定事業者は、本施設を衛生的に保ち、公共サービスが円滑に提供され、施設の施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃業務を実施すること。

(2) 業務時間

各施設の開館時間中を基本とする。ただし、定期清掃等については、開館時間以外の時間に行うことも可能とする。

(3) 業務の対象範囲

建物及び敷地内の外構施設を含む本施設全体(県が管理する部分を除く)を対象に以下の業務を行う。

- ・日常清掃:日又は週を単位として定期的に行う業務をいう。(例:施設内外の床掃除、ちり払い、手すり清掃、ゴミ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所・給湯室等の清掃等)
- ・定期清掃:月を単位として定期的に行う業務をいう。(例:施設内外の床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、マットの清掃、什器備品の清掃、古紙等の搬出等)
- ・特別清掃:6ヶ月又は年を単位として行う定期的な業務と不定期に行う業務をいう。(例:照明器具及び電気時計の清掃、吹出口及び吸込口の洗浄、外壁及び外部建具の清掃、除草排水溝及びマンホール等の清掃等)
- ・廃棄物処理:本施設及び外構で発生したゴミ、廃棄物、段ボール、資源物などを定期的にごみ置場に収集し、収集運搬業者に運搬、処分を依頼する。

(4) 要求水準

ア 清掃

- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理すること。
- ・作業においては電気、水道及びガスの計画的な節約に努めること。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

- ・業務に使用する資材・消耗品は、原則として品質保証のあるものを用いることとし、県の承諾を得て同等品を使用できるものとする。トイレトーパーは再生紙率の高いものを使用すること。
- ・出入口付近等は、雨天時等の水ぬれを防止し、滑りにくい状態を維持すること。
- ・業務によって発生したゴミの施設内の収集・一時保管及び搬出・処分を行うこと。本施設で発生したゴミを収集し、施設内ゴミ集積場に一時保管し、適切に搬出・処分すること。

イ 環境衛生管理

- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「水道法」等の関係法令に基づき、貯水槽及びその附属部の清掃・点検及び検査を行うこと。
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫を駆除すること。駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、残留塩素の測定を実施し、建築物の衛生的給水管理を行うこと。
- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、業務を実施すること。

6. 警備業務

(1) 業務の内容

本施設の秩序及び規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び施設利用者の安全を目的とする警備業務を実施すること。

(2) 業務の対象範囲

警備業務の対象範囲は、建物及び敷地内の外構施設を含む本施設全体とする。

(3) 要求水準

- ・閉館時間において、不審者の侵入防止等を行う機械警備を実施すること。
- ・警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- ・閉館時間以外において、県職員が事務室で自ら入退館者の監視・管理、不審者の監視・管理等を行えるよう、防犯センサーや防犯カメラ等を適切に設置すること。

7. 修繕業務

(1) 業務の内容

本施設の引渡しから事業期間終了までの間、施設の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設全体の修繕を実施すること。ここでいう修繕は、規模の大小を問わず性能・機能を満足できていない劣化や故障等に対する全ての修繕をいう。

(2) 修繕計画の作成

① 長期修繕計画の作成

選定事業者は、長期修繕計画を作成し、事業期間において実施する修繕計画を明らかにすること。また、長期修繕計画は単年度修繕計画にあわせて、県と協議の上、適宜修正することも可能とする。

② 単年度修繕計画の作成

選定事業者は、業務の実施にあたり、事業年度ごとに、当該年度に計画的に実施する修繕計画を定め、県に提出すること。

(3) 業務の対象範囲

建物、建築設備、備品及び敷地内の外構施設を含む本施設全体とし、各保守管理業務と一体的に実施するものとする。

なお、事業期間内の本施設の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず選定事業者が行う業務に含めるものとする。

(4) 修繕の確認

選定事業者は、施設の修繕を行った場合、修繕箇所について、県の立会いによる確認を受けること。維持管理・運営計画書にない修繕又は施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合、事前に県に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、県の事前の承諾を得ること。

また、修繕を実施する施工業者等に、県に対する契約不適合責任を義務付けること(軽微な修繕を除く)。

(5) 修繕に係る書面提出

選定事業者は、施設の修繕を行った場合、当該修繕を完成図書に反映するとともに、使用した設計図、完成図等の書面を県に提出すること。

また、四半期報告書において当該修繕内容を報告すること。

8. 譲渡対象動物の飼養・展示・譲渡に関する業務

(1) 業務の内容

1) 飼養・展示に関する業務

選定事業者は、施設内の譲渡対象動物が適切に生命を維持し、また来場者が親しみをもって、わかりやすく動物の状況を確認できるよう、飼養室(一部を展示室・飼育モデル室(猫のみ)として運用)における飼養管理を行うこと。

2) 譲渡に関する業務

① 譲渡サポート業務

施設利用者に対して譲渡対象動物の説明を行うこと。また、ふれあいながら動物との相性を確かめる場合には、ふれあい室(犬)及び飼育モデル室(猫)を積極的に利用し業務を行うこと。また、譲渡を実施するにあたり「申請書」への記載内容や「誓約事項」の説明を行うこと。

② 情報発信業務

県ホームページへの記事掲載に関して、譲渡対象動物の写真撮影、記事の作成、web への投稿、その他関連した業務を実施すること。なお、選定事業者が独自提案を行った場合は、その情報発信媒体の管理も含めるものとする。

③ 譲渡推進イベント開催業務

譲渡の推進を目的として、必要に応じて本施設外の施設等において、出張譲渡会等のイベントを開催すること。

(2) 業務の体制

選定事業者は、動物飼育管理業務を適切に遂行するため、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」第3条第1項第4号に掲げる要件に該当する者または同等以上の知見を有する者を動物取扱責任者として、1名以上常駐させること。その他の業務従事者の人数は提案によるものとする。

(3) 業務の対象範囲

本業務は、県が譲渡対象と判断した後に飼育する犬、猫を対象とする。

(4) 業務に係る備品について

本業務に係る備品は選定事業者が用意すること。

(5) 業務範囲と業務分担

項目	県	選定事業者
【受入室・検疫室・隔離室・観察室における業務】		
①譲渡候補動物の選定・健康管理・給餌等	○	
②検疫・保護に係る諸室の日常清掃・消毒等	○	
②譲渡対象動物の飼養室への搬入	○	
【飼養室(展示室・飼育モデル室(猫のみ)を含む)・ふれあい室における業務】		
①譲渡対象動物の飼育管理		
・譲渡展示室の清掃・消毒		○
・譲渡対象動物への給餌		○

・食器洗浄・殺菌		○
②譲渡対象動物の健康管理		
・譲渡対象動物の健康状態の確認		○
・投薬・治療	○	
・飼料の購入		○
・給餌量・給餌方法の指示	○	
③譲渡講習会の企画・開催(※)	○	○
④譲渡対象動物の説明(接客対応)		○
⑤譲渡対象動物の譲渡事務		
・申請書記載内容説明(※)		○
・誓約事項説明(※)		○
・マイクロチップ装着	○	
【処置室における業務】		
①収容動物の検査・診察、手術、安楽殺、剖検等	○	
②治療・健康管理に係る諸室の日常清掃・消毒等	○	
【トリミング室における業務】		
①犬等のシャンプーやカット	○	
②室内の日常清掃・消毒等		○
【情報発信業務】		
①譲渡対象動物のホームページ掲載		
・譲渡対象動物の写真撮影、記事作成		○
・web へのアップロード		○
・関連したホームページ業務		○
②譲渡対象動物の発信(SNS・その他)		○
③譲渡制度の広報(SNS・その他)(※)		○

※専門的な知見を要するものに関しては県が協力して実施する

(6) 飼養・展示業務に関する業務要求水準

ア 健康状態の確認

- ・動物の動作等を目視し、異常(行動・動作の異常、糞尿の異常等)がないことを確認すること。
- ・健康状態の確認は1日1回以上実施し、記録すること。また、異常を認めた場合は、直ちに県職員に報告すること。

イ 飼料

- ・動物に与える飼料は、県による指示によるものとする。

ウ 給餌方法

- ・動物ごとに必要な給餌を行うこと。
- ・動物の種類、体格、年齢、健康状態に応じた量を与えること。
- ・動物ごとに給餌した飼料の種類と量を記録すること。
- ・給餌後の残量について記録すること。
- ・動物が飲む水は適宜取替え、常に清潔な状態に保つこと。

エ 飼養室の清掃

- ・1日1回以上清掃を実施し、清潔に保つこと(ケージ内を含む)。また、必要に応じて消毒を行うこと。
- ・汚物は適宜取り除き、必要に応じて床を洗浄すること。
- ・糞便等に異常(血便、血尿、下痢便等)を発見したときは、直ちに県職員に報告すること。
- ・汚物等により動物の被毛が著しく汚れた場合は、温湯等で汚れを取り除くこと。
- ・清掃等により発生する汚物、廃棄物等は、清掃後に密封して所定のゴミ集積場に運び、動物飼育室に臭気が残らないよう努めること。

オ 給餌容器等の洗浄・消毒

- ・給餌容器等は、残渣を取り除き、洗浄・消毒すること。洗浄後は水分をふき取り、乾燥させること。

(7) 譲渡業務に関する要求水準

ア 譲渡サポート業務

- ・施設利用者に対して譲渡動物の性格等の特徴を正確に説明すること。
- ・施設利用者が譲渡を希望するもしくは触れ合いを希望する場合等には、積極的にふれあい室を使用すること。
- ・施設利用者に譲渡動物を譲渡する場合には、「申請書」や「誓約事項」を説明し、記載に対して補助を行うこと。

イ 情報発信業務

- ・県の指示に応じて、譲渡動物を効果的な譲渡に繋がるように、写真撮影を行うこと。
- ・撮影した写真は、県の許可を得て、ホームページにアップロードすること。
- ・その他、譲渡動物に関連したホームページ業務について、県に積極的に協力すること。

ウ 譲渡推進イベント開催業務

- ・施設外の敷地等において、譲渡推進のためのイベント(出張譲渡会等)を開催すること。(年4回程度を想定)

9. 付帯業務

(1) 業務の内容

選定事業者には、これまでの実績やノウハウを活かした提案により、譲渡対象動物の展示とキッチンカーを組み合わせたイベントやドッグラン等、人と動物のかかわりを豊かなものとし、センターの魅力をより一層向上させ、新たな交流と連携を生む施設につながる付帯業務の展開を期待する。

(業務の範囲)

施設の利便性向上及び魅力増進を目的として、動物愛護管理業務及び施設機能に過度な影響を与えない範囲のものとする。

例) イベント開催、ドッグラン、ペット用品売場、カフェ、ペットホテル等

(生体販売は認めない)

選定事業者は屋外施設を含む本施設の任意の場所において、自らの提案により事業を実施することができることとし、事業の運営に必要な什器・備品等の調達及び維持管理・運営を

独立採算の対象とした収益事業とする。

なお、建物整備を伴う付帯業務を実施する場合は、本施設と合築するものとする。

付帯業務の企画、実施にあたっては、事前に県へ付帯業務企画書を提出し、確認を得ること。

(2) 施設使用料

選定事業者は、付帯業務の実施にあたっては、関係法令に規定する行政財産の使用許可または貸付等により行い、使用料を県に支払うこととする。

使用料については事業内容に応じて減免等の措置を検討する。

(3) 光熱水費の負担

選定事業者が付帯業務を実施する場合、付帯業務に係る光熱水費は、選定事業者の負担とする。

選定事業者は、光熱水費の項目ごとに、提案単価に以下の方法で算出された使用量に乗じて算出される金額を県に支払うこととする。なお、ここで用いられる各光熱水費の単価は、事業契約書(案)に示す単価の改定方法に従って改定を行う。

① 使用量の計測

子メーター等を設置するなど、付帯業務の使用量を計測できるようにすること。

② 使用量の計測が困難な場合

使用量の計測が困難な場合(例:全館空調を採用した場合の空調費等)については、面積割で使用量を定めることとする。

付帯業務に係る光熱水費の使用量

= 付帯業務の専有面積 / 光熱水費の対象となる面積 × 施設全体の使用量